

2016年6月

IFRS財団

公開草案  
体制とその有効性についての評議員会のレビュー：  
IFRS財団定款の修正案

コメント募集期限：2016年9月15日



体制とその有効性についての評議員会のレビュー：  
IFRS 財団定款の修正案

コメント期限：2016年9月15日

Exposure Draft Trustees' Review of Structure and Effectiveness: Proposed Amendments to the IFRS Foundation *Constitution* is published by the IFRS Foundation (Foundation) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **15 September 2016** and should be submitted in writing to the address below, by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or electronically using our 'Comment on a proposal' page at: <http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your Personal Data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

**Copyright © IFRS Foundation®**

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [license@ifrs.org](mailto:license@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be obtained from the Foundation's Publications Department. Please address publication and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo, the IASB logo, the IFRS for SMEs logo, "Hexagon Device", "IFRS Foundation", "eIFRS", "IAS", "IASB", "IFRS for SMEs", "IASs", "IFRS", "IFRSs", "International Accounting Standards" and "International Financial Reporting Standards", "IFRIC" and "IFRS Taxonomy" are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Further details of the Trade Marks, including details of countries where the Trade Marks are registered or applied for, are available from the Licensor on request.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office as above.

体制とその有効性についての評議員会のレビュー：  
IFRS 財団定款の修正案

コメント期限：2016年9月15日

公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS財団定款の修正案」はコメントを求めるためだけにIFRS財団（当財団）が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、**2016年9月15日**までに到着する必要があるため、下記の宛先に文書で提出するか、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)への電子メール又は我々の‘Comment on a proposal’のページを用いて電子的に提出されたい。

(<http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>)

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト ([www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)) に掲載される。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求若しくは損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきではない。

### コピーライト © IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい ([licences@ifrs.org](mailto:licences@ifrs.org))。

IASB 公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ、IASB ロゴ、IFRS for SMEs ロゴ、“Hexagon Device”、“IFRS Foundation”、“eIFRS”、“IAS”、“IASB”、“IFRS for SMEs”、“IASs”、“IFRS”、“IFRSs”、“International Accounting Standards”及び“International Financial Reporting Standards”、“IFRIC”及び“IFRS Taxonomy”は、IFRS 財団の商標である。

商標についてのより詳細な情報（商標が登録又は適用されている国々の詳細など）は、要求に応じて許諾権者から利用可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

イントロダクション及びコメント募集

体制とその有効性についての IFRS 財団のレビュー：

[案] IFRS 財団定款の修正案の公開草案

提案 1：評議員会の地理的分布 — 「定款」第 6 条の変更案

提案 2：評議員会の職業的経歴 — 「定款」第 7 条

提案 3：評議員の報酬 — 「定款」第 11 条

提案 4：IFRS 財団の体制とその有効性のレビューの焦点及び頻度 — 「定款」第 17 条

提案 5：審議会の人数 — 「定款」第 24 条

提案 6：審議会の職業的経歴 — 「定款」第 25 条及び第 27 条

提案 7：審議会の地理的分布 — 「定款」第 26 条

提案 8：審議会の再任の任期 — 「定款」第 31 条

提案 9：審議会の議決要件 — 「定款」第 36 条

提案 10：IFRS 諮問会議の会合 — 「定款」第 46 条

付録 A IFRS 財団「定款」案（修正履歴付き）

## イントロダクション及びコメント募集

- 1 IFRS 財団「定款」(第17条(c)及び(d))では、評議員会が IFRS 財団の全体の体制とその有効性についてのレビューを5年ごとに実施することを要求している。
- 2 評議員会は、直近のレビューを実施しており、2015年7月に「意見募集——体制とその有効性についての評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」(「RFV」)を公表した。RFV に対して、当財団は97通のコメントレターを、多数のアウトリーチ行事からのフィードバックや IFRS 諮問会議の見解とともに受け取った。RFV に対するフィードバック・ステートメントは、本公開草案(「ED」)とともに公表しているが、RFV で指摘された論点、利害関係者から受け取ったフィードバックを、当該フィードバックに照らしての評議員会の対応及び提案とともに示している。このフィードバック・ステートメントは、本 ED との関連で読むべきである。
- 3 評議員会の提案のいくつかは「定款」の変更を要するものであり、この文書に示されている。変更案はレビューの結果として必要となった変更に焦点を当てている。
- 4 本 ED は次のように構成されている。
  - (a) イントロダクション及び「定款」変更案のそれぞれの説明の後に、関連する条文の現在の文言と変更後の文言案の両方を示した簡潔な表(削除する文言に取消線を付し、新規の文言に下線を付し太字で示している)
  - (b) 本 ED の付録で、「定款」全文の写し(変更案を修正履歴付きで示し、利害関係者がさまざまな変更を文書全体との関連で見ることができるようになっている)
- 5 修正案は、「定款」に現れる順番で示している。
- 6 評議員会は、それぞれの提案について個別の質問をしておらず、この文書に示した「定款」の変更案のすべて及び利害関係者が当該変更を支持するかどうかに関する意見を求めている。利害関係者が同意しない変更があれば、評議員会はその理由及びどのような代替案を提案するのかを歓迎する。
- 7 コメントは2016年9月15日までに届く必要がある。評議員会は、120日より短いコメント期間を提案していることを承知しているが、論点はすでに RFV の一部として協議されており、「定款」の具体的な修正に関するものであることに留意している。

## コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に (推奨している方法)	‘Comment on a proposal’のページ ( <a href="http://go.ifrs.org/comment">go.ifrs.org/comment</a> にある) にアクセス
電子メール	電子メールでのコメントの送付先: <a href="mailto:commentletters@ifrs.org">commentletters@ifrs.org</a>
郵 送	IFRS Foundation 30 Cannon Street London EC4M 6XH United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイトに掲載される。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

# 体制とその有効性についての IFRS 財団のレビュー： IFRS 財団定款の修正案の公開草案

## 提案 1：評議員会の地理的分布 — 「定款」第 6 条の変更案

- 8 「定款」では、評議員会の地理的分布は、当組織の体制と有効性について実施する各回のレビューの一部として、国際的な経済状況の変化に対応して検討すべきであると要求している。
- 9 RFV において、評議員会は、評議員会の地理的分布の基礎は、引き続き、世界の資本市場を代表するとともに、幅広い国際的基盤を確保すべきであるという見解を示した。評議員会は、評議員会のメンバーの地理的分布をどのように決定すべきかについて意見を求め、22 名という総人数を維持しつつ「世界全体」枠での選任の人数を 2 名から 5 名に増加させるという提案にコメント提出者が同意するかどうかを質問した。
- 10 付属のフィードバック・ステートメントで説明しているとおり、RFV に対する反応から次のことが明らかになった。
- (a) 相当数の意見（依然として少数派ではあるが）が、評議員会の地理的分布（国際会計基準審議会（「審議会」）の地理的分布も同様）を当財団に対するコミットメント（それは、IFRS 基準の採用（又は採用するという公約）、あるいは法域による当財団への資金拠出により測定する）と関連付けることを支持した。
  - (b) 過半数が、世界全体枠での選任の人数を増加させる提案を支持した（当財団に評議員として最善の候補者を見つける能力と変化する状況に合わせるための柔軟性を与える手段として）。
- 11 フィードバックを検討した後に、評議員会は、地理的分布は、引き続き、世界の資本市場を代表するとともに、幅広い国際的基盤を確保すべきであるという見解を再確認した。評議員会は、代表を基準の採用又は資金拠出のいずれかに直接に結び付けるべきではないという見解を取っているが、基準を採用しておらず、当組織の資金拠出に関する原則に従って財団の資金調達にも貢献していない法域に代表を与えすぎるべきではないことも認識している。したがって、評議員会は、これらのさまざまな観点の適切なバランスを達成する方法で地理的分布を調整すべきであると提案している。
- 12 したがって、評議員会は、「定款」の第 6 条を次のように修正すべきであると提案している。

現在の定款 — 第 6 条	「定款」修正案 — 第 6 条
<p>すべての評議員は、財務・金融に関する知識を有し期限を守る能力をもつことを、IFRS 財団及び、質の高いグローバルな会計基準設定主体である IASB に対して、厳格に誓約することが要求される。各評議員は、世界の資本市場においてあるいはその他の利用者によって利用される、高品質で国際的な会計基準の導入及び適用に関連する課題について、理解があり、敏感でなければならない。評議員会の構成は、世界の資本市場及び多様な地域的あるいは職業的経歴を幅広く反映するものでなければならない。評議員は、すべての事柄について、公益を旨として行動する姿勢で臨まなければならない。評議員会は、国際的基盤を広範なものとするため、次の構成とする。</p>	<p>すべての評議員は、財務・金融に関する知識を有し期限を守る能力をもつことを、IFRS 財団及び、質の高いグローバルな会計基準設定主体である IASB に対して、厳格に誓約することが要求される。各評議員は、世界の資本市場においてあるいはその他の利用者によって利用される、高品質で国際的な会計基準の導入及び適用に関連する課題について、理解があり、敏感でなければならない。評議員会の構成は、世界の資本市場及び多様な地域的あるいは職業的経歴を幅広く反映するものでなければならない。評議員は、すべての事柄について、公益を旨として行動する姿勢で臨まなければならない。評議員会は、国際的基盤を広範なものとするため、次の構成とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) アジア・オセアニア地域から選任される6名の評議員</li> <li>(b) 欧州から選任される6名の評議員</li> <li>(c) 北米から選任される6名の評議員</li> <li>(d) アフリカから選任される1名の評議員</li> <li>(e) 南米から選任される1名の評議員</li> <li>(f) 全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から選任される2名の評議員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(a) アジア・オセアニア地域から選任される6名の評議員</li> <li>(b) 欧州から選任される6名の評議員</li> <li>(c) <u>北米アメリカ大陸</u>から選任される6名の評議員</li> <li>(d) アフリカから選任される1名の評議員</li> <li>(e) <del>南米から選任される1名の評議員</del>全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から選任される<u>2名3名</u>の評議員</li> <li>(f)</li> </ul>
--	--

13 第1に、評議員会は、「定款」で定めている「北米」と「南米」という現在の区分を単一の「アメリカ大陸」区分に統合することを提案している。これを提案するにあたり、評議員会はこの提案により次のようになるであろうことに留意している。

- (a) 評議員の選任をめぐる柔軟性を高めると同時に、評議員会の地理的配分は世界の資本市場を代表するとともに幅広い国際的基盤を確保すべきであるという中心となる考えと整合する。
- (b) 比較的最近に設立された会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) の地理的分布と整合する。ASAFにもメンバーの地理的配分があり、「アメリカ大陸」を区分の1つとしている。
- (c) メキシコや他の中央アメリカ諸国のような国々を北米と南米のどちらに分類すべきかをめぐっての混乱が解消される。

14 評議員会は、明示された地域のそれぞれについて、メンバーを輩出する法域の合理的な広がりがないことを確保する。

15 評議員会は、世界全体枠での選任の区分を維持することを提案しているが、選任を行う際の柔軟性の程度を高める手段として、その人数を3名に増加させることも提案している。評議員会は、世界全体枠での選任の基礎についてのガイドラインを策定する予定である。

## 提案 2：評議員会の職業的経歴 — 「定款」第 7 条

- 16 RFV は、「定款」の第 7 条における評議員会の職業的経歴のバランスに関する現行のガイドラインを記述していた。RFV は、評議員会は職業的経歴に関して具体的な割当てを導入する予定はないと述べていたが、評議員会は「定款」が引き続き評議員のうち通常 2 名は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならないと定めることの適切性を検討する予定であると指摘していた。RFV は、評議員会の職業的経歴に関する現在の明文規定及びコメント提出者が何らかの変更が必要と考えているかどうかについてコメント提出者の見解を質問した。
- 17 コメント提出者は、評議員会は多様な職業的経歴を有するメンバーで構成されるべきであること及びこの点で評議員を決定するために使用する割当てを設けるべきではないことに、おおむね同意した。「定款」が評議員のうち通常 2 名は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーとすると具体的に記述すべきかどうかについては、意見が分かれていた。この文言を含めることを支持したコメント提出者もいれば、これは適切ではなくこの領域で割当てを設けないという原則を否定するものであると述べたコメント提出者もいた。
- 18 受け取ったフィードバックを考慮した後に、評議員会は、2 名の評議員は通常は著名な国際会計事務所のシニア・パートナーとするとして「定款」の一文を削除することを提案している。
- 19 その結果、「定款」の第 7 条の変更案は次のようになる。

現在の定款——第 7 条	「定款」修正案——第 7 条
<p>評議員会は、専門家としての経歴に関し適切なバランスの取れたグループとなるように、監査人、作成者、利用者、学識者及び公務員などの、個人で構成される。通常、評議員のうち 2 名は、著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならない。こうしたバランスを確保するために、評議員は、監査人、作成者、利用者及び学識者の国又は国際機関（国際会計士連盟を含む）との協議を行った後に選出されることになる。評議員会は、空席になっている職位の公告を含め、これら関係機関からの候補者の推薦を受けるとともに、個人が立候補できるような手続を定めなければならない。</p>	<p>評議員会は、専門家としての経歴に関し適切なバランスの取れたグループとなるように、監査人、作成者、利用者、学識者及び公務員などの、個人で構成される。<del>通常、評議員のうち 2 名は、著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならない。</del>こうしたバランスを確保するために、評議員は、監査人、作成者、利用者及び学識者の国又は国際機関（国際会計士連盟を含む）との協議を行った後に選出されることになる。評議員会は、空席になっている職位の公告を含め、これら関係機関からの候補者の推薦を受けるとともに、個人が立候補できるような手続を定めなければならない。</p>

### 提案 3：評議員の報酬 — 「定款」第 11 条

20 今回の体制と有効性の最新のレビューを正式に開始する前に、評議員会は、報酬の取決めを検討し、当該取決めの基礎を年俸及び会議ごとの報酬から年俸のみとし（この変更は年俸の増額を伴わなかった）、追加の金額を評議員の各委員会の議長を務める人々に支払うことを決定した。その結果、評議員会は「定款」の第 11 条を次のように修正することを提案している。

現在の定款——第 11 条	「定款」修正案——第 11 条
評議員会は、少なくとも、毎年 2 回会議を開催し、引き受けた責任に相応する年俸及び会議ごとの報酬を支給され、それらの年俸及び報酬は、評議員会で決定される。IFRS 財団の職務上の旅費は、IFRS 財団によって支給される。	評議員会は、少なくとも、毎年 2 回会議を開催し、引き受けた責任に相応する年俸及び会議ごとの報酬を支給され、それらの年俸及び報酬は、評議員会で決定される。IFRS 財団の職務上の旅費は、IFRS 財団によって支給される。

提案 4：IFRS 財団の体制と有効性のレビューの焦点及び頻度 — 「定款」第 17 条

- 21 現在、「定款」の第 17 条は、評議員会の説明責任は、とりわけ、当財団の体制と有効性のレビューを 5 年ごとに実施することによって確保されると定めている。
- 22 RFV において、評議員会は「定款」の第 17 条のガイダンスを 2 つの方法で修正することを提案した。
- (a) 評議員会が、定期的なレビューを、当組織の体制と有効性ではなく、当組織の戦略と有効性（適切な場合には、その体制も含む）について実施すべきである旨を述べる。
- (b) レビューを、遅くとも前回のレビューの完了から 5 年後に開始することを要求する（単純に現在のような 5 年後という記述とはしない。現行の記述は、新たなレビューが前回のレビューの完了の 3 年後以内に開始される結果を生じていた）。
- 23 大半のコメント提出者が提案に同意した。ただし、多くの人々が、彼らの支持は、レビューが必要とされる場合には当財団が前回のレビューから 5 年未満でレビューを開始する柔軟性を持つことを条件とすると述べた。
- 24 したがって、評議員会は、「定款」の第 17 条を RFV で示したとおり次のように修正することを提案している。

現在の定款 — 第 17 条	「定款」修正案 — 第 17 条
<p>評議員会の説明責任は、とりわけ次のことによって確保されなければならない。</p> <p>(a) 公益に基づいて行動することを各評議員が確約すること</p> <p>(b) 第 18 条から第 23 条に記載された条件に従って、モニタリング・ボードに報告を行うとともに、関係をもつことを確約すること</p> <p>(c) IFRS 財団の全体の組織及びその有効性のレビューを行うこと。そうしたレビューには、グローバルな経済状況の変化に対応して評議員の地理的分布の変更を検討し、そのようなレビューの提案をパブリック・コメントに付すために、公表することが含まれる。当該レビューは本定款が施行されてから 3 年後に始められる。その際、変更に関する合意事項があれば、本定款が施行されてから 5 年後に当該変更を実施することが目標となる。</p> <p>(d) その後、同様のレビューを 5 年ごとに実施すること</p>	<p>評議員会の説明責任は、とりわけ次のことによって確保されなければならない。</p> <p>(a) 公益に基づいて行動することを各評議員が確約すること</p> <p>(b) 第 18 条から第 23 条に記載された条件に従って、モニタリング・ボードに報告を行うとともに、関係をもつことを確約すること</p> <p>(c) IFRS 財団の<b>戦略全体の組織</b>及びその有効性のレビューを行うこと。そうしたレビューには、グローバルな経済状況の変化に対応して<b>組織の体制（適切な場合）及び</b>評議員の地理的分布の変更を検討し、そのようなレビューの提案をパブリック・コメントに付すために、<b>前回のレビューの完了後遅くとも 5 年ごとに公表することが含まれる。</b><del>当該レビューは本定款が施行されてから 3 年後に始められる。その際、変更に関する合意事項があれば、本定款が施行されてから 5 年後に当該変更を実施することが目標となる。その後、同様のレビューを 5 年ごとに実施すること</del></p> <p>(d)</p>

## 提案 5：審議会の人数 — 「定款」第 24 条

- 25 「定款」は現在、審議会は 16 名のメンバーで構成しなければならないと定めている。RFV において、評議員会は、2014 年 7 月以降、審議会は暫定的に 14 名のメンバーで運営が首尾よく行われていると指摘した。RFV において、評議員会は審議会の最大人数を 13 名に削減することを提案し、当該提案に対する意見を求めた。
- 26 付属するフィードバック・ステートメントで述べているように、コメント提出者の見解は、審議会の人数を 13 名に削減するという提案に関して両論があった。この提案へのコメント提出者の賛成と反対はほぼ同数であったが、反対した人々は、「定款」で定めている 16 名の審議会を維持する意見と現在の 14 名の審議会を維持する意見とに分かれていた。
- 27 受け取ったフィードバックを考慮した後に、評議員会は、RFV に示した理由で、16 名よりも少ないメンバーの審議会の方が効果的であると引き続き考えている。このため、評議員会は、「定款」を修正して審議会は 13 名のメンバーで構成すると定めるものの、評議員会が適切と考える場合には 14 人目のメンバーを選任する柔軟性を与えることを提案している。したがって、「定款」の第 24 条の第 1 文は次のように修正されることになる。

現在の定款 — 第 24 条	「定款」修正案 — 第 24 条
<p>IASB は 14 名のメンバーで構成し、2012 年 7 月 1 日までに 16 名に増員する。IASB のメンバーは、第 15 条(a)に基づいて評議員会により任命される。3 名までは非常勤メンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の大半を IFRS 財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを遵守しなければならない。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の全部を IFRS 財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、IASB の運営は、どのような場合でも、定員が充足されていないからといって無効とされることはない。</p>	<p>IASB は <u>通常は 14 名 13 名のメンバーで構成し、</u> <u>するが、評議員会が適切と考える場合には 14 人目のメンバーを任命する裁量権を有するものとする</u> <u>2012 年 7 月 1 日までに 16 名に増員する。</u> IASB のメンバーは、第 15 条(a)に基づいて評議員会により任命される。3 名までは非常勤メンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の大半を IFRS 財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを遵守しなければならない。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の全部を IFRS 財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、IASB の運営は、どのような場合でも、定員が充足されていないからといって無効とされることはない。</p>

## 提案 6：審議会の職業的経歴 — 「定款」第 25 条及び第 27 条

- 28 現在、「定款」の第 25 条は、審議会のメンバー資格の主たる要件を専門的能力及び実務経験とすること及び評議員会が「定款」の付属文書に示されている審議会メンバーの選出要件と整合的に審議会のメンバーを選出することを定めている。「定款」の第 27 条はさらに、評議員会は審議会が組織として監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験をバランスよく提供するように審議会メンバーを選任しなければならないと定めている。
- 29 RFV において、評議員会は、審議会に代表を出すべき職歴の割当ての導入を望んでおらず、ある程度の柔軟性を維持することを望んでいることを明確にした。しかし、RFV は、第 27 条は審議会メンバーの職業的経歴についての過度に制限的な制約を含意しているという評議員会の見解を述べていた。これは、審議会が「専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々の最善の組合せ」で構成されることに言及しているだけの第 25 条における柔軟性の高い言及とは異なるものである。これを克服するため、RFV では、第 27 条の文言を削除し、第 25 条を修正して IASB における職業的経歴の組合せに監査人、作成者、利用者、学識者及び市場・金融規制当局者（最後のものは現時点では「定款」で言及されていない）を含めるべきである旨を定めることを提案した。
- 30 RFV に対するコメント提出者の大半は修正案に同意したが、一部のコメント提出者は、規制当局者への言及を含めるのは基準設定に規制上の観点で枠がはめられることを意味するという懸念を示した。一部のコメント提出者は、「定款」の第 27 条から「直近の実務上の経験」という語句を削除することに関しても懸念を示し、これは審議会メンバーの選任において考慮すべき重要な要因であると主張した。
- 31 フィードバック・ステートメントで述べているとおり、評議員会は、市場・金融規制当局者への言及を審議会メンバーの職業的経歴の中に含めることが基準設定に規制上の観点で枠がはめられることにつながるという見解を取っていない。評議員会は、審議会メンバーが「直近の実務上の経験」を有することの重要性に関して表明された懸念を認識しているが、「直近の関連性のある専門的経験」という用語を使用する方が適切であろうと考えている。「実務上の経験」という用語は過度に限定的なものとして解釈される可能性もあるからである。評議員会は、「直近の関連性のある専門的経験」への言及を「定款」で使用することを提案している。
- 32 その結果、「定款」の第 25 条及び第 27 条の変更案は次のようになる。

現在の定款 — 第 25 条及び第 27 条	「定款」修正案 — 第 25 条及び第 27 条
<p data-bbox="132 277 240 309">第 25 条</p> <p data-bbox="132 333 783 770">IASB のメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び実務経験である。評議員会は、高品質でグローバルな財務報告基準の開発に寄与するため、IASB が専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々の最善の組合せで構成されるように、本定款の付属文書に示されている IASB メンバーの選出要件に合わせて、IASB メンバーを選出する。IASB のメンバーは、すべての問題において公益のために行動するよう確約することが要求される。いかなる個人も、評議員と IASB メンバーの両方を兼務してはならない。</p> <p data-bbox="132 913 240 945">第 27 条</p> <p data-bbox="132 969 783 1106">評議員会は、IASB が組織として、監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるように IASB メンバーを選任しなければならない。</p>	<p data-bbox="812 277 920 309">第 25 条</p> <p data-bbox="812 333 1463 882">IASB のメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び<u>直近の関連性のある専門的実務経験</u>である。評議員会は、<u>IASB が組織として</u>高品質でグローバルな財務報告基準の開発に寄与<u>できる</u><u>ように</u>するため、IASB が専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々（<u>監査人、作成者、利用者、学識者、市場・金融規制当局者を含む</u>）の最善の組合せで構成されるように、本定款の付属文書に示されている IASB メンバーの選出要件に合わせて、IASB メンバーを選出する。IASB のメンバーは、すべての問題において公益のために行動するよう確約することが要求される。いかなる個人も、評議員と IASB メンバーの両方を兼務してはならない。</p> <p data-bbox="812 913 920 945"><del>第 27 条</del></p> <p data-bbox="812 969 1463 1106"><del>評議員会は、IASB が組織として、監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるように IASB メンバーを選任しなければならない。</del></p>

## 提案 7：審議会の地理的分布 — 「定款」第 26 条

- 33 RFV において、評議員会は、審議会の人数を 13 名に削減するという提案を反映するように審議会の通常の地理的分布を修正することを提案した。評議員会の地理的分布（前記の提案 1 で扱っている）に関しての RFV に対するコメント提出者は、審議会メンバーの地理的分布に関しても同様の考慮を織り込んでいた。
- 34 この論点についてのフィードバックを考慮した後に、評議員会の地理的分布に関する提案（前記の提案 1）及び審議会の人数に関する提案（前記の提案 4）に沿って、評議員会は、審議会の地理的分布には次のことを織り込むべきであると提案している。
- 北米と南米の区分を統合して「アメリカ大陸」とする。
  - アジア・オセアニア、アメリカ大陸、欧州のそれぞれについて 4 名の審議会メンバーという均等な分布とする。
  - アフリカからのメンバーを 1 名とする（現行どおり）。
  - 「世界全体」の区分を 2 名から 1 名に削減し、この区分は、前記の提案 5 で言及したとおり、審議会に 14 人目のメンバーを選任する場合に使用するものとする。
- 35 その結果、「定款」の第 26 条の変更案は次のようになる。

現在の定款 — 第 26 条	「定款」修正案 — 第 26 条
<p>本定款の付属文書に示されている IASB メンバーの選出要件と整合した方法で、幅広い国際的な基礎を確保するために、2012年7月1日までに、通常、次のメンバーがいなければならない。</p> <p>(a) アジア・オセアニア地域から4名            (b) 欧州から4名            (c) 北米から4名            (d) アフリカから1名            (e) 南米から1名            (f) 全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から2名</p> <p>評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、IASB の運営は、どのような場合でも、上記の地域別配分に従った定員が充足されていないからといって無効とされることはない。</p>	<p>本定款の付属文書に示されている IASB メンバーの選出要件と整合した方法で、幅広い国際的な基礎を確保するために、<del>2012年7月1日までに</del>通常、次のメンバーがいなければならない。</p> <p>(a) アジア・オセアニア地域から4名            (b) 欧州から4名            (c) <u>北米アメリカ大陸</u>から4名            (d) アフリカから1名            (e) <del>南米から1名</del>            (fe) <u>審議会が14名のメンバーで構成される場合には</u>、全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から<u>2名1名</u></p> <p>評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、IASB の運営は、どのような場合でも、上記の地域別配分に従った定員が充足されていないからといって無効とされることはない。</p>

## 提案 8：審議会の再任の任期 — 「定款」第 31 条

- 36 現在、「定款」の第 31 条は、2009 年 7 月 2 日より後に任命された審議会メンバーは、当初の任期を 5 年として任命されると定めている。3 年を任期とする 1 回の再任が可能で、議長と副議長は例外とされ、2 回目の任期を 5 年とすることができるが、審議会メンバーとしての任期が合計で 10 年を超えることはできない。
- 37 RFV では、2009 年 7 月 2 日より後に任命された審議会メンバーの任期を 5 年以内の任期での 1 回の再任を可能とすべきであるという提案を示した（議長と副議長は例外とし、2 回目の任期を 5 年とすることができる）。
- 38 コメント提出者の大半がこの提案に同意した。これらのコメント提出者は、RFV に示された論拠に同意した。RFV では、再任の期間を長くすることは、再任における柔軟性を高め、ライフサイクルの長い主要プロジェクトについて連続性を提供し、審議会メンバーの学習曲線を急勾配にするのに役立つであろうと述べていた。これらのコメント提出者は、議長、副議長及び残りの審議会メンバーの再任の整合性についても同意した。
- 39 しかし、一部のコメント提出者は提案に反対し、特に、これは審議会メンバーが直近の実務経験から離れすぎることになると主張した。
- 40 検討の結果、評議員会は、すべての審議会メンバーが 10 年の任期を務めるとすると、直近の関連性のある専門的経験を立証することに影響を与える可能性があることを認識している。その結果、評議員会は、第 31 条は引き続き審議会メンバーの再任は通常は 3 年とすべきであると記述するものの、評議員会が例外的な状況において状況に応じて最長 5 年までの再任を行う柔軟性を有するものとすることを提案している。評議員会は、これを遡及適用で採用して、既存の審議会メンバーの 2 回目の任期（現在は 3 年）を、上述の状況において、さらに 2 年までの期間にわたり延長できるようにすることを提案している。
- 41 評議員会は、本条の文言を変更して「再任されることがある」と記述するようにすることにも合意した。再任は自動的ではなく評議員会が策定する再任手続に従うこととなることを示唆するためである。最後に、評議員会は、議長及び副議長と審議会の他のメンバーとの間の任期の区別を削除することを提案している。
- 42 その結果、「定款」の第 31 条の変更案は次のようになる。

現在の定款 — 第 31 条	「定款」修正案 — 第 30 条
<p>2009 年 7 月 2 日より前に任命された IASB メンバーは、5 年を最長任期として任命され、さらに 5 年を任期とする 1 回の再任が認められる。2009 年 7 月 2 日より後に任命された IASB メンバーは、最初は 5 年の任期で任命され、3 年を任期とする 1 回の再任が認められる。ただし、議長及び副議長は例外とする。議長及び副議長は、2 度目の任期を 5 年とすることができるが、IASB メンバーとしての任期が合計で 10 年を超えることはできない。</p>	<p>2009 年 7 月 2 日より前に任命された IASB メンバーは、5 年を最長任期として任命され、さらに 5 年を任期とする 1 回の再任が認められる。2009 年 7 月 2 日より後に任命された IASB メンバーは、最初は 5 年の任期で任命され、3 年を任期とする 1 回の再任が認められる<u>ことがあり、場合によっては、このような再任に関して評議員会が策定する手続に沿って、最長 5 年までの更新の可能性がある</u>。ただし、<del>議長及び副議長は例外とする。議長及び副議長は、2 度目の任期を 5 年とすることができるが、IASB メンバーとしての任期が合計で 10 年を超えることはできない。</del></p>

## 提案 9：審議会の議決要件 — 「定款」第 36 条

- 43 RFV において、評議員会は、審議会の人数の削減の結果として、基準又は解釈指針の公表の承認のための審議会の議決要件を修正することになると指摘した。評議員会は、13 名の審議会メンバーがいる場合には 9 名の審議会メンバーの承認が要求されるが、審議会のメンバーが 13 名よりも少ない場合には 8 名のメンバーの承認が要求されると提案した。
- 44 この提案についてコメント提出者からの具体的なコメントはほとんどなく、評議員会は RFV に示したとおりに「定款」を修正することを提案している。したがって、評議員会は第 36 条を次のように修正することを提案している。

現在の定款 — 第 36 条	「定款」修正案 — 第 35 条
<p>公開草案又は IFRS（国際会計基準又は解釈指針委員会の解釈指針を含む）の公表には、IASB メンバーのうち 9 名（総員 16 名未満の場合）又は 10 名（総員 16 名の場合）の承認を必要とする。ディスカッション・ペーパーの公表等、その他の決定事項については、IASB メンバーの最低でも 60% が直接又は通信手段を介して参加した会議において、メンバーの単純過半数による承認を必要とする。</p>	<p>公開草案又は IFRS（国際会計基準又は解釈指針委員会の解釈指針を含む）の公表には、IASB メンバーのうち <del>9 名</del> <b>8 名</b>（総員 <del>16 名</del> <b>13 名</b> 未満の場合）又は <del>10 名</del> <b>9 名</b>（総員 <del>16 名</del> <b>13 名</b> 又は <b>14 名</b> の場合）の承認を必要とする。ディスカッション・ペーパーの公表等、その他の決定事項については、IASB メンバーの最低でも 60% が直接又は通信手段を介して参加した会議において、メンバーの単純過半数による承認を必要とする。</p>

提案 10 : IFRS 諮問会議の会合 — 「定款」第 46 条

- 45 RFV において、評議員会は、諮問会議の運営については具体的な意見を求めなかったが、諮問会議とはレビューの全体にわたり協議する予定であり、諮問会議の運営に対する影響があれば検討する旨を明らかにしていた。協議の一環として、諮問会議の会合の頻度をどのようにすべきかについて諮問会議と議論を行ってきた。近年における諮問会議の役割がより戦略的なものとなっていることを踏まえてのことである。これらの議論は、一つには、評議員会自体が 2016 年と 2017 年にそれぞれ 3 回ずつしか会議を予定していなかったことが契機となったものである。
- 46 2016 年 2 月の会議において、諮問会議は会議の回数について、少なくとも 2017 年については試験的に、3 回から 2 回に変更するという提案を議論し、反対意見は出なかった。「定款」の第 46 条は現在、諮問会議は「通常、少なくとも年 3 回開催される」と述べている。その結果、評議員会は、3 回の会合への言及を 2 回の会合に変更することを提案しており、第 46 条の第 1 文は次のようになる。

現在の定款 — 第 46 条	「定款」修正案 — 第 45 条
諮問会議は、通常、少なくとも年 3 回開催される。	諮問会議は、通常、少なくとも年 <del>3</del> 回開催される。

付録 A

IFRS 財団「定款」草案（修正履歴付き）

IFRS 財団

**定 款**

Constitution

# 目 次

開始する項

## IFRS 財団定款

### 序 文

#### IFRS 財団定款

名称及び目的 .....	1
IFRS 財団のガバナンス .....	3
評議員会 .....	4
モニタリング・ボード .....	18
IASB .....	24
IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会） .....	38
IFRS 諮問会議（諮問会議） .....	43
エグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ .....	46
管 理 .....	48

### 付 録

#### IASB メンバーの要件

## 序 文

本定款は、2000年3月に旧国際会計基準委員会（IASC）の理事会及び2000年5月24日のエジンバラでの総会で、IASCのメンバーにより当初の書式で承認された。

1999年12月の会議で、IASC理事会は、最初の評議員を選出するための指名委員会を任命した。評議員は2000年5月22日に指名され、定款の承認により2000年5月24日に就任した。定款に従って任務を遂行するにあたり、評議員会は、2001年2月6日に国際会計基準委員会財団を設立した。評議員会の決議により、2000年5月24日に承認された定款のパート C はその効力を停止し、削除された。

国際財務報告解釈指針委員会を設立する評議員会の決定、及びそれに続く公開の協議を反映して、定款は2002年3月5日に改訂された。その後、評議員会は、IASC財団の設立以降に発生したその他の変更点を反映させる定款の改訂を行い、2002年7月8日に発効した。

定款に従って評議員会は5年ごとに定款のレビューを行わなければならない。評議員会は2003年11月に最初のレビューを開始しており、その後広範な協議を行い、2005年6月にレビューを完了した。その変更は、2005年6月21日に評議員会が採択し、2005年7月1日に発効した。追加的な修正が2007年10月31日に評議員会により採択及び承認され、直ちに発効した。

評議員会は、第2回の5年ごとの組織の定款規定の見直しを2008年2月に公式に開始した。この版は、その見直しの第一部で採択された変更を反映したものであり、その内容は国際会計基準審議会の公的説明責任並びに構成及び規模に焦点を当てたものである。評議員会はこの変更を2009年1月15日に承認し、2009年2月1日を発効日とした。この版は、その見直しの完了時に行われた追加の変更を反映している。評議員会は、その変更を2010年1月26日に承認し、2010年3月1日を発効日とした<sup>1</sup>。

評議員会の2011年戦略レビューの提言「グローバル基準としての IFRS：財団の第2の10年に関する戦略の設定」及びモニタリング・ボードによる IFRS 財団のガバナンス・レビューを受けて、評議員会は、IASB の議長とエグゼクティブ・ディレクターの役割の分離を反映するために定款を修正した。評議員会は当該変更を2013年1月23日に承認し、即時発効とした。

[案] 序文を今回のレビュー及び定款の修正について更新する文言

[2015年7月に、評議員会は IFRS 財団の体制と有効性についてのレビューを開始した。このレビューは、「意見募集——体制とその有効性についての評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点（「RFV」）」と題した120日間の公開協議文書によって開始された。評議員会は、利害関係者のフィードバックを検討し、2016年5月に、このレビューから生じる「定款」の具体的な変更案のすべてについての公開草案（ED）によって、さらに協議を行うことが必要と判断した。評議員会は、この追加的な協議における利害関係者のフィードバックを検討し、[日付]に「定款」の修正に合意し、即時発効とした。]

<sup>1</sup> 財団の名称変更を法的に有効とするのに必要な手続は、2010年半ばに完了した。

## IFRS 財団定款

---

(2000年5月24日に、エジンバラ（スコットランド）での総会で、IASCのメンバーにより承認され、2002年の3月5日及び7月8日、2005年6月21日、2007年10月31日、2009年1月15日並びに2010年1月26日に、IASC財団の評議員会により改訂。2013年1月23日及び2016年10月〔日付〕にIFRS財団評議員会により改訂。)

### 名称及び目的

---

- 1 本組織の名称は、国際財務報告基準財団（IFRS財団）とする。この名称は、できる限り速やかに法的効力を発生させ、国際会計基準委員会財団（IASC財団）の名称をこれに置き換えるものとする。国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS財団の会計基準設定主体とする。その組織と機能については第24条から第38条に定められている。
- 2 IFRS財団の目的は、次のとおりである。
  - (a) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること。これらの基準は、財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである。投資者、世界の資本市場の他の参加者及び他の財務情報利用者の適切な経済的意思決定に役立つものとするためである。
  - (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること
  - (c) (a)と(b)の関連する目的を達成するために、必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲な規模及び種類の事業体のニーズを考慮すること
  - (d) 国際財務報告基準(IFRS)、すなわちIASBが公表する基準及び解釈指針の採用を、各国の国内会計基準とIFRSとのコンバージェンスを通じて、推進し促進すること

### IFRS財団のガバナンス

---

- 3 IFRS財団のガバナンスは、基本的には、評議員会、及び本定款の条項に従って評議員会が任命する他の統治機関に委ねられる。モニタリング・ボード（第18条から第23条に詳述）は、評議員会と公的機関との間の公式の連携を提供する。評議員会は本定款の規定が遵守されるように最善を尽くす。ただし、評議員の75%が賛成する場合には、運営の実行可能性に配慮した軽微な変更を行うことができる。

### 評議員会

---

- 4 評議員会は22名の個人で構成される。
- 5 モニタリング・ボード（第18条から第23条に詳述）は、すべての評議員の選任及び再任の承認に関して責任を負う。その承認に際して、モニタリング・ボードは、第6条及び第7条に示されている要件に従うものとする。評議員会とモニタリング・ボードは、候補者の推薦及び他の助言を提供する権利をモニタリング・ボードに与える指名手続に同意する。選任手続を進め、指名者名をモニタリング・ボードによる承認のために提出するにあたっては、評議員会は第7条に示されている国際機関と協議しなければならない。
- 6 すべての評議員は、財務・金融に関する知識を有し期限を守る能力をもつことを、IFRS財団及び、質の高いグローバルな会計基準設定主体であるIASBに対して、厳格に誓約することが要求される。各評議員は、世界の資本市場においてあるいはその他の利用者によって利用される、高品質で国際的な会計基準の導入及び適用に関連する課題について、理解があり、敏感でなければならない。評議員会の構成は、世界の資本市場

及び多様な地域的あるいは職業的経歴を幅広く反映するものでなければならない。評議員は、すべての事柄について、公益を旨として行動する姿勢で臨まなければならない。評議員会は、国際的基盤を広範なものとするため、次の構成とする。

- (a) アジア・オセアニア地域から選任される6名の評議員
  - (b) 欧州から選任される6名の評議員
  - (c) 北米アメリカ大陸から選任される6名の評議員
  - (d) アフリカから選任される1名の評議員
  - (e) ~~南米から選任される1名の評議員~~全体の地域的バランスの維持を条件に、任意の地域から選任される~~2名~~3名の評議員
- (f)

- 7 評議員会は、専門家としての経歴に関し適切なバランスの取れたグループとなるように、監査人、作成者、利用者、学識者及び公務員などの、個人で構成される。~~通常、評議員のうち2名は、著名な国際会計事務所のシニア・パートナーでなければならない。~~こうしたバランスを確保するために、評議員は、監査人、作成者、利用者及び学識者の国又は国際機関（国際会計士連盟を含む）との協議を行った後に選出されることになる。評議員会は、空席になっている職位の公告を含め、これら関係機関からの候補者の推薦を受けるとともに、個人が立候補できるような手続を定めなければならない。
- 8 評議員は通常3年の任期で任命され、1回の再任が認められる。
- 9 第14条の投票に関する規定に従い、評議員会は、実績不芳、不正行為又は不適格を理由に、評議員を解任することができる。
- 10 評議員会の議長及び2名以内の副議長は、評議員会によって評議員の中から、モニタリング・ボードの承認を得たうえで、任命される。副議長の職務は、議長が不在の際に評議員会の司会を行うこと又は対外契約において議長の代理となることである。評議員としての過去の任期にかかわらず、評議員会の合意の下、指名を受けた者は、3年の任期で議長又は副議長として任命された日から3年の任期で議長又は副議長を務め、1回の再任が認められるが、評議員としての任期が合計で9年を超えることはできない。議長及び副議長の任命は地域的バランスを維持するように行わなければならない。
- 11 評議員会は、少なくとも、毎年2回会議を開催し、引き受けた責任に相応する年俸及び会議ごとの報酬を支給され、それらの年俸及び報酬は、評議員会で決定される。IFRS財団の職務上の旅費は、IFRS財団によって支給される。
- 12 第13条に規定された権限と義務に加えて、評議員会は、事務所のリースやIASBメンバーの雇用契約の承認を始めとして、またこれに限らず、組織の目的を達成するのに必要と評議員会が考える運営上の契約や手配を行うことができる。
- 13 評議員会は、次に定める事項を遂行しなければならない。
- (a) 適切な資金の手配及び維持に責任を負う。
  - (b) 評議員会の運営手続を設定又は修正する。
  - (c) IFRS財団が活動するための法的実体を決定する。ただし、当該法的実体はメンバーに対し有限責任しか負わせない財団又はその他の団体組織とし、当該法的実体を設立する法的文書には、本定款に規定された条項と同様の規定を盛り込まなければならない。
  - (d) IFRS財団の所在地について、法律的基础及び運営地域の双方を考慮して、適切な時期に再検討する。
  - (e) IFRS財団が公益団体あるいは類似の資格を有することが資金調達に資するような国において、これらの資格を得る可能性を検討する。

- (f) 会議は一般公開とする。しかし、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件、及び資金調達に関するものに限る）については、裁量により非公開で開催することもできる。
- (g) 監査済財務諸表及び翌年度の優先事項等が記載された IFRS 財団の事業活動に関する年次報告書を発行する。
- 14 評議員の60%が直接又は通信手段を介して会議に出席する場合には、評議員会の定足数を満たすものとする。評議員の代理出席は認められない。各評議員は1票の議決権を有しており、75%の賛成票を必要とする評議員の解任、定款の変更又は運営の実施に関するその他の事項以外は、単純過半数で決議される。いかなる事項についても代理投票は認められない。賛否の票数が同数の場合、議長が決定票を投じるものとする。
- 15 上記の職務に加えて、評議員会は次のことを行わなければならない。
- (a) IASB メンバーを任命し、その職務契約を締結し、業務の遂行基準を定める。
- (b) IASB 議長と協議してエグゼクティブ・ディレクターを任命し、その勤務契約及び業績評価基準を設定する。
- (c) IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）及び IFRS 諮問会議（諮問会議）のメンバーを任命する。
- (d) IASB の議題の決定はしないが、それを検討することを含め、IFRS 財団及び IASB の戦略とその有効性を毎年、検証する。
- (e) IFRS 財団の予算を毎年、承認し、資金調達の基準を決定する。
- (f) 財務報告基準に影響を与える幅広い戦略的事項を検証し、IFRS 財団及びその作業を促進し、IFRS の厳格な適用という目的を推進する。ただし、評議員会は財務報告基準に関する専門的な事項には関与できないものとする。
- (g) IASB、解釈指針委員会及び諮問会議の業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスを設定し、改訂する。
- (h) (g)に定められている業務手続、協議に関する取決め及びデュー・プロセスの遵守状況を検証する。
- (i) 諮問会議との協議及びパブリック・コメントを求める公開草案の公表を含むデュー・プロセスを踏んだ後、第14条に定められる投票に関する規定に従って、本定款への改訂を承認する。
- (j) IASB、解釈指針委員会及び諮問会議に明確に留保された権限を除いて、IFRS 財団のすべての権限を行使する。
- (k) IFRS 財団の目的に整合する教育プログラムと教材の開発を促進し、その内容を検証する。
- 16 評議員会は、IASB、解釈指針委員会及び諮問会議のメンバーを、実績不芳、不正行為、不適格、又は契約上の規定の不履行を理由に解任することができる。評議員会は、これらの解任手続を作成しなければならない。
- 17 評議員会の説明責任は、とりわけ次のことによって確保されなければならない。
- (a) 公益に基づいて行動することを各評議員が確約すること
- (b) 第18条から第23条に記載された条件に従って、モニタリング・ボードに報告を行うとともに、関係をもつことを確約すること
- (c) IFRS 財団の**戦略全体の組織**及びその有効性のレビューを行うこと。そうしたレビ

ューには、グローバルな経済状況の変化に対応して組織の体制（適切な場合）及び評議員の地理的分布の変更を検討し、そのようなレビューの提案をパブリック・コメントに付すために、前回のレビューの完了後少なくとも5年ごとに公表することが含まれる。当該レビューは本定款が施行されてから3年後に始められる。その際、変更に関する合意事項があれば、本定款が施行されてから5年後に当該変更を実施することが目標となる。

(d) ~~その後、同様のレビューを実施すること~~

## モニタリング・ボード

---

- 18 モニタリング・ボードは、評議員会と規制当局との間に公式な連携を提供する。この関係は、会計基準設定主体と会計基準設定主体を監督してきた規制当局との間の連携を国際的に複製しようとするものである。モニタリング・ボードと評議員会との間で、両者の相互関係を定める覚書を合意する。この覚書は公開される。
- 19 モニタリング・ボードの責任は次のとおりとする。
- (a) 評議員の選任手続に参画し、第5条から第8条の指針に従って評議員の選任を承認すること
  - (b) 第13条及び第15条に示されている責任が遂行されているか否かについて、評議員会をレビューし、助言を与えること。評議員会は、年次報告書をモニタリング・ボードに書面で提出するものとする。
  - (c) 評議員会又は評議員会の下部グループと少なくとも年1回（必要に応じて、より頻繁に）会合すること。モニタリング・ボードは、評議員会又は IASB の作業分野に関して、評議員会又は評議員会議長（必要に応じて IASB の議長も同席して）との会合を要請する権限を有する。これらの会合では、モニタリング・ボードが IFRS 財団又は IASB に適時な検討を求めた論点及びそれらについて IFRS 財団又は IASB が考えた解決案に関する議論等を行う。
- 20 モニタリング・ボードは、その組織、運営及び意思決定の手続を示す憲章を作成しなければならない。憲章は公開しなければならない。
- 21 当初、モニタリング・ボードは次の人員で構成する。
- (a) 欧州委員会の責任者
  - (b) 証券監督者国際機構（IOSCO）新興市場委員会委員長
  - (c) IOSCO 専門委員会委員長（欧州証券規制委員会の委員長、日本の金融庁長官又は米国証券取引委員会委員長のいずれかが IOSCO 専門委員会委員長である場合には、副委員長又は指定された証券規制当局の長）
  - (d) 日本の金融庁長官
  - (e) 米国証券取引委員会委員長
  - (f) オブザーバーとして、バーゼル銀行監督委員会委員長
- 22 モニタリング・ボードは、その目的に応じて、その構成を随時再検討する。
- 23 モニタリング・ボードは、評議員の選任の承認及びその他共通の見解の形成にあたって、総意をもって決議する。

## IASB

---

- 24 IASB は 通常は14名13名のメンバーで構成するが、評議員会が適切と考える場合には14

人目のメンバーを任命する裁量権を有するものとするし、~~2012年7月1日までに16名に増員する。~~IASBのメンバーは、第15条(a)に基づいて評議員会により任命される。3名までは非常勤メンバー（「非常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の大半をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でもよく、評議員会が制定する独立性に関する適切なガイドラインを遵守しなければならない。残りのメンバーは常勤メンバー（「常勤」の表現は、当該メンバーは自分の時間の全部をIFRS財団との有給雇用関係に置くことを意味する）でなければならない。評議員会は定員を充足するように全力を尽くすが、IASBの運営は、どのような場合でも、定員が充足されていないからといって無効とされることはない。

25 IASBのメンバー資格の主たる要件は、専門的能力及び直近の関連性のある専門的実務経験である。評議員会は、IASBが組織として高品質でグローバルな財務報告基準の開発に寄与できるようにするため、IASBが専門的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者、市場あるいは金融の規制当局者を含む）の最善の組合せで構成されるように、本定款の付属文書に示されているIASBメンバーの選出要件に合わせて、IASBメンバーを選出する。IASBのメンバーは、すべての問題において公益のために行動するよう確約することが要求される。いかなる個人も、評議員とIASBメンバーの両方を兼務してはならない。

26 本定款の付属文書に示されているIASBメンバーの選出要件と整合した方法で、幅広い国際的な基礎を確保するために、~~2012年7月1日までに~~、通常、次のメンバーがいなければならない。

(a) アジア・オセアニア地域から4名

(b) 欧州から4名

(c) 北米アメリカ大陸から4名

(d) アフリカから1名

~~(e) 南米から1名~~

(f) 審議会が14名のメンバーで構成される場合には、全体の地理的バランスの確保を条件に、任意の地域から2名1名

評議員会は上記の地域別配分を達成するように全力を尽くすが、IASBの運営は、どのような場合でも、上記の地域別配分に従った定員が充足されていないからといって無効とされることはない。

~~27 評議員会は、IASBが組織として、監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるようにIASBメンバーを選任しなければならない。~~

~~28~~27 IASBは、IFRSの発展を支援し各国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスを促進するために、評議員会と協議のうえ、各国の会計基準設定主体、他の基準設定主体及び基準設定に関与しているその他の正式な機関とのリエゾン関係を確立し、維持していくことが期待される。

~~28~~28 IASBの常勤メンバー及び非常勤メンバーの各々は、公益を基に行動すること並びに、基準の決定及び改訂にあたってはIASBの「フレームワーク」<sup>2</sup>(随時修正される)を尊重することに契約上同意するものとする。

~~30~~29 評議員会は、1名の常勤メンバーをIASBの議長に任命する。また、IASBの常勤メンバーのうち2名以内を、評議員会が副議長に指名することができる。副議長の役割は、議長が不在の場合に審議会の会議を司会すること又は対外契約において議長の代理となることである。議長の任命及び副議長の指名は、評議員会が決定する期間にわたる

<sup>2</sup> ここでの「フレームワーク」への言及は、IASBが2001年に採用したIASCの「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」に対するものである。2010年9月に、IASBは「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。

ものとする。副議長の肩書は、そのメンバーが次期議長であることを意味するものではない。議長及び副議長の任命は地域的バランスを考慮して行わなければならない。

**3130** 2009年7月2日より前に任命された IASB メンバーは、5年を最長任期として任命され、さらに5年を任期とする1回の再任が認められる。2009年7月2日より後に任命された IASB メンバーは、最初は5年の任期で任命され、3年を任期とする1回の再任が認められることがあり、場合によっては、このような再任に関して評議員会が策定する手続に沿って、最長5年までの更新の可能性がある。ただし、議長及び副議長は例外とする。議長及び副議長は、2度目の任期を5年とすることができるが、IASB メンバーとしての任期が合計で10年を超えることはできない。

**3231** 評議員会は、次のことを確保するための規則と手続を作成する。IASB が独立性を有し、かつ、そう見られること、そして、特に任命に際し、IASB の常勤メンバーが現在の雇用主との全雇用関係を終了させ、財務報告基準設定の際の判断の独立性に疑問をもち得るような経済的誘因を生じさせる地位を有さないことである。したがって出向や再び雇用主の元に戻るいかなる権利も認められない。IASB の非常勤メンバーについては、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されない。

**3332** IASB の常勤及び非常勤メンバーには、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。その額は、評議員会によって決定される。IASB の業務上の旅費は、IFRS 財団が負担する。

**3433** IASB は、自らが決定する日時及び場所で会議を開催する。IASB の会議は一般公開とするが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については、IASB の判断で非公開とすることができる。

**3534** 各 IASB メンバーは1票の議決権をもつ。専門的及びその他の事項について、代理投票は認められず、また IASB メンバーは会議に出席する代理人を任命する権利も与えられていない。本人が会議に直接又は通信手段を介して出席している IASB メンバーの単純過半数によって議決される事項で、賛否の票数が同数の場合に、議長が決定票を投じるものとする。

**3635** 公開草案又は IFRS(国際会計基準又は解釈指針委員会の解釈指針を含む)の公表には、IASB メンバーのうち9名8名（総員16名13名未満の場合）又は10名9名（総員16名13名又は14名の場合）の承認を必要とする。ディスカッション・ペーパーの公表等、その他の決定事項については、IASB メンバーの最低でも60%が直接又は通信手段を介して参加した会議において、メンバーの単純過半数による承認を必要とする。

**3736** IASB は、次の事項を行う。

(a) IFRS（解釈指針を除く）及び公開草案（それぞれ反対意見も含む）の作成及び公表、並びに解釈指針委員会が作成した解釈指針の承認及び公表等、IASB のすべての専門的事項についての全責任を負う。

(b) 評議員会が承認した手続に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付するための討議資料を公表する。

(c) 例外的な状況において、評議員会の事前の承認を公式に要請して評議員の75%の承認を得た場合に限り、公開草案のコメント募集期間をデュープロセス・ハンドブックに記載の期間よりも短縮する。ただし、コメント募集の省略はできない。

(d) IASB の専門的議題の策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。

(i) 評議員会（第15項(d)に合わせて）及び諮問会議（第44項(a)に合わせて）との協議

- (ii) 公開協議を3年ごとに行う。初回は2011年6月30日までに開始する。
- (e) 専門的事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、IASBは詳細な調査又は他の作業を各国の会計基準設定主体又は他の組織に委託できる。
- (f) コメントを求めて公表された文書に対して合理的な期間内に寄せられた意見を検討する手続を確立する。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、議題の決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。
- (i) 通常は、IFRS又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (j) 提案された基準について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会の開催を必要としない。
- (k) 提案された基準がすべての環境において実務上可能であり、また作業可能であることを確認するために、フィールド・テスト（先進国及び新興市場の両方について）の実施を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについてフィールド・テスト実地試験の実行を求める規定があるわけではない。
- (l) 上記(b)、(g)、(i)、(j)及び(k)に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由を説明する。

**3837** いかなる公開草案、解釈指針案又はIFRSも、正文はIASBが英文で公表したものである。IASBは、公開草案、解釈指針案又はIFRSの正文について権威のある翻訳を公表するか、又は他の者に翻訳を公表する権限を与えることができる。

## IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）

**3938** 解釈指針委員会（旧称「国際財務報告解釈指針委員会」）は、第15条(c)に基づいて評議員会が任命した3年任期で再選可能な14名の議決権を有するメンバーで構成される。評議員会は、解釈指針委員会が全体として、IFRSの実務上の適用及びIFRSに準拠して作成された財務諸表の分析に関する技術的専門性及び国際的な事業及び市場での経験の多様性が最善の組合せとなるような人々の集団で構成されるように、メンバーを選任しなければならない。解釈指針委員会の業務上の旅費は、IFRS財団が負担する。

**4039** 評議員会は、IASBメンバー、テクニカル・ディレクター又はIASBスタッフの上級メンバー、あるいはその他の適格者の1名を解釈指針委員会の議長に任命する。議長は検討される技術的論点について発言権は与えられるものの、議決権は与えられない。評議員会が必要と認める場合には、規制当局の代表者をオブザーバーに任命する。オブザーバーは、会議に出席して発言する権利を与えられるが、議決権はない。

**4140** 解釈指針委員会は必要に応じて開催され、10名の議決権を有するメンバーが、直接又は通信手段を介して参加する場合にその定足数を満たすものとする。IASBは1名ないし2名のIASBメンバーを指名し、その指名されたメンバーは議決権のないオブザーバーとして会議に出席する。IASBのその他のメンバーは、会議に出席して発言することができる。特別の場合には、解釈指針委員会のメンバーは委員会の議長の裁量で、議決権を有しない代理人を送ることが許される。代理人を指名したいメンバーは当該会議の前に議長の同意を得なければならない。解釈指針委員会の会議は公開としなければならないが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については解釈指針委員会の裁量により非公開とすることができる。

**4241** 解釈指針委員会の各メンバーは各々、1票の議決権を有する。メンバーは独自の意見に

従って投票し、関係する会社、組織又は関係者の考えを代表して投票するものではない。代理投票は認められない。草案又は最終の解釈指針の承認は、草案又は最終解釈指針に対して4名以上の議決権を有するメンバーから反対がないことを必要とする。

**4342** 解釈指針委員会は、次のことを行う。

- (a) IFRS の適用についての解釈を行い、IFRS で具体的に取扱いしていない財務報告事項について、IASB の「フレームワーク」<sup>3</sup>の趣旨に沿って適時に指針を提供する。また、IASB の要請に従ってその他の作業を実行する。
- (b) 上記(a)に従って作業を進める際に、各国の会計基準と IFRS との高品質な解決によるコンバージェンスをもたらすように各国の基準設定機関と積極的に作業を進めるという IASB の目的を尊重する。
- (c) パブリック・コメントに付すために IASB による承認を経て解釈指針草案を公表し、解釈指針を最終決定する前に、合理的な期間内に寄せられたコメントを検討する。
- (d) IASB に報告を行い、最終の解釈指針について IASB のメンバーのうち9名（総員16名未満の場合）又は10名（総員16名の場合）の承認を得る。

## IFRS 諮問会議（諮問会議）

---

**4443** 諮問会議（旧称「基準諮問会議」）は、評議員会が第15条(c)に従ってメンバーを任命するが、国際財務報告に関心を有し、多様な地域的及び職業的背景を有する組織及び個人が参加するための討議の場を提供する。その目的は、次のとおりである。

- (a) IASB の作業について、議題の決定及びその優先順位について IASB に助言を与える。
- (b) 主要な基準設定プロジェクトについて諮問会議に属する組織及び個人の意見を IASB に伝える。
- (c) IASB 又は評議員会にその他の助言を与える。

**4544** 諮問会議は、3年の再選可能な任期で任命された、多様な地域的及び職業的背景を有する30名以上のメンバーで構成される。諮問会議の議長は評議員会が任命するものとし、議長は IASB メンバーでもそのスタッフの一員であってもならない。評議員会は、必要に応じて、諮問会議の議長を評議員会会議に出席し参加するように要請する。

**4645** 諮問会議は、通常、少なくとも年23回開催される。会議は公開とする。IASB は主要なプロジェクトについては、最終決定に先立って、諮問会議と協議しなければならない。また、評議員会は、本定款の変更の提案がある場合には、事前に諮問会議と協議しなければならない。

## エグゼクティブ・ディレクター及びスタッフ

---

**4746** 評議員会と IASB 議長が任命する IFRS 財団のエグゼクティブ・ディレクターは、IFRS 財団及びスタッフの日常的な管理に影響を与える業務上の意思決定を監督する責任を負う。エグゼクティブ・ディレクターは、IASB 議長に、IASB の基準設定活動に関する事項を報告し、評議員会に、他のすべての事項を報告しなければならない。

**4847** IASB 議長は、評議員会と協議して、IASB の上級テクニカル・チームの組成に責任を有するとともに、このチーム及びそのスタッフの監督に責任を負う。

---

<sup>3</sup> 2010年9月に IASB は「フレームワーク」を「財務報告に関する概念フレームワーク」に置き換えた。

## 管 理

---

- ~~49~~48 IFRS 財団の事務局は、第13条(d)に従って評議員会が決定する所在地に設置される。
- ~~50~~49 IFRS 財団は評議員会によって決定される法人とし、本定款及び当該法人に適用される法律により統治される。当該法律には、登記された事務所の所在地を理由として適用される法律等を含む。
- ~~51~~50 IFRS 財団は、評議員会が適正に権限を与えた個人の署名に拘束される。

## 付 録

### IFRS 財団

#### IASB メンバーの要件

---

以下は、IASB メンバーの選出要件を示している。

- 1 **財務会計及び財務報告についての証明された専門的能力及び知識。** 会計専門職、作成者、利用者又は学識者といった出自を問わず、IASB のすべてのメンバーは、高い水準の財務会計及び財務報告についての知識及び専門的能力を示さなければならない。IASB と個々のメンバーの信頼性、及び組織の有効性と効率性はそうした知識又は技能を有するメンバーによって向上する。
- 2 **分析能力。** IASB メンバーは、意思決定過程において、問題点の分析能力及び当該分析の含意について考察する能力を有していることを示さなければならない。
- 3 **コミュニケーション技術。** 効果的な口頭及び書面によるコミュニケーションの技術が必要となる。こうした技術には、IASB メンバーとの非公開会議、公開会議及び財務報告基準、講演、著作、覚書及び外部との通信文等の文書において、効果的にコミュニケーションをする能力が含まれる。コミュニケーション技術にはまた、他人の意見を聞き考察する能力も含まれる。英語の実務的知識も必要ではあるが、英語が第一言語でない人々に対して、選出時に差別があってはならない。
- 4 **慎重な意思決定。** IASB メンバーは、多岐にわたる意見を検討し、提出された証拠を公平な方法で比較考量し、時宜にかなったやり方で、十分合理的で支持し得る意思決定に達する能力を有していなければならない。
- 5 **財務報告を取り巻く環境の認識。** 高品質の財務報告は、金融、ビジネス及び経済環境に影響されるであろう。IASB メンバーは、IASB が活動するグローバルな経済環境について理解していなければならない。こうしたグローバルな認識には、IFRS を利用する人も含み、世界中のさまざまな資本市場において透明性のある財務報告及び開示に関連し、その質に影響を与える、事業及び財務報告問題についての認識も含まれる。
- 6 **対等の精神で協働する能力。** メンバーは、互いの見解及び第三者の見解に敬意を払い、機転及び配慮を示すことができなければならない。メンバーは、高品質で透明性がある財務報告の作成についての IASB の目的に基づき一致した見解に到達するために、相互に協力できなければならない。メンバーは、個人の持論及び利害関係より IASB の目的を優先させることができなければならない。
- 7 **誠実性、客観性及び規律性。** メンバーの信頼は、その誠実性及び客観性により示されるものである。これは、同僚となる IASB メンバー等との対応における誠実性だけでなく知的な面での誠実性も対象となる。メンバーは結論に至る過程においても、客観性を保つ能力を有することを示すべきである。メンバーはまた、厳格な規律を有していることとともに、困難な作業量に対応できる能力を示さなければならない。
- 8 **IFRS 財団の使命及び公益に対する確約。** メンバーは、高品質で、比較可能かつ透明性のある国際財務報告基準を設定する IFRS 財団の目的の達成にコミットしなければならない。IASB の候補者は、民間の基準設定過程を通じて公益に奉仕することにもコミットしなければならない。